

3-1.権利関係の位置付け＆攻略のコツ

1. 14／50（28%），民法が「私法の基本法」→宅建業法など多くの法律のベース
2. 難易度が高い ∵範囲が広い・事例問題が複雑・単純正誤以外のパターン
→最低ラインを目指す
3. 暗記中心の勉強では限界がある⇒骨太の勉強（ちょっとの暗記 + 制度趣旨）
4. 条文の読み込みは不要・判例（解釈）は条文の一部と考える
5. 原則と例外・要件（～たら、～れば）と効果（～する、～になる）
6. 図を書く
7. むやみに手を広げない・深入りしない

3-2.権利関係で学ぶ主な内容

- ▶ 制限行為能力…十分な判断能力がないとき
- ▶ 意思表示…騙されたり、脅されたりしたとき
- ▶ 代理…他人に代わって契約してもらったとき
- ▶ 時効…領収書はいつまで保管すればいいのか
- ▶ 物権変動…不動産を買ったときの注意点
- ▶ 不動産登記法…登記の方法
- ▶ 建物区分所有法…マンションに住む場合
- ▶ 抵当権…不動産を担保にローンを組むとき
- ▶ 保証…他人に保証人になってもらってお金を借りる
- ▶ 債務不履行・契約の解除…約束を守ってくれないとき
- ▶ 売買…買った物が欠陥商品だったとき
- ▶ 賃貸借…買わずに借りたとき
- ▶ 借地借家法…借主は保護される
- ▶ 相続…誰かが亡くなった時の財産の行方

3-3.民法の考え方

1. 人が生まれてから死ぬまでの間に起きうるトラブル（財産・家族）解決法
2. ~~×~~悪か正義か ∵立場の互換性 →バランス感覚が要
3. 自分の意思で決めたらから責任を取る
4. →当事者の意思の尊重（原則として任意規定）
5. →「意思」が無かったり、不十分な場合は責任の取り方も修正される

3-4.制限行為能力

3-4-1. 「能力」という言葉 $\times \times$ 能力がある = $\times \times$ ができる

権利能力	権利を持ったり、義務を負ったりできる能力 ※これがないと民法の登場人物になれないのが原則 ※始まりは「出生」。終わりは「死亡」
意思能力	自己の行為の結果を弁識する能力→ 意思能力のない者の行為は無効 ※民法上、何をするにも最低限必要
行為能力	単独で有効に法律行為（契約など）をすることのできる能力 →行為能力がなければ、ひとりで契約などができない → 制限行為能力者 （行為能力が不十分な者）の行為は 取消せる のが原則

☆ 「無効」 ≠ 「取消せる（取消すことができる）」 ☆

無効 \times 初めから効力が無い

取消す！

無効 \times 初めに遡って無効になる

追認する！

取消せる \triangle **一応有効**

有効 \circ 初めに遡って有効に確定する